

協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
小野委員	テーマ(候補)	インクルーシブ教育について	<p>インクルーシブ教育の対象は、全ての児童生徒です。全児童生徒の就学先の決定については、居住する住所をもとに学校が決まります。そのため、公立小・中学校には、障害の有無にかかわらず、外国籍、複雑な家庭的背景を抱えている等、多様な児童生徒が通学して共に学んでおり、就学可能な対象を限定しているわけではありません。一方で、障害をもつ児童生徒の場合、本人にとって最適な学びの場を選択するため、市町教育委員会と当該家族との相談・協議を重ねていきます。その上で、本人・保護者の意向を踏まえつつ、合意形成を図りながら就学先を決定することがあります。【義務教育課】</p> <p>全ての子どもがインクルーシブ教育の対象です。障害のある、なしではなく、全ての子どもたちが多様性を尊重し合い、学びの実感、満足感、幸福感を得て生きる力を身につけ、自由な社会に効果的に参加できる姿を目指しています。【特別支援教育課】</p>
	内容	<p>インクルーシブ教育の推進は大切なことです。しかし、インクルーシブ教育を実施できない、受けることができない事例もあるかと思えます。インクルーシブ教育の対象となる基準をある程度明確にできないでしょうか。</p>	
小野委員	テーマ(候補)	専門医とかかりつけ医の連携について	<p>県ホームページで公開している「発達障害を診察可能な医療機関一覧」において、診察可能な医療機関の一覧とともに、各医療機関ごとに「診療等可能な発達障害の種類」「対象年齢」「実施している診療」等について公表しており、発達障害を診察可能な医療機関で対応できる範囲の参考にしていただければと思います。</p> <p>また、県ではかかりつけ医等発達障害対応力向上研修により、発達障害支援に携わるために必要な診療知識や技術等にかかる研修のほか、特に発達障害を診察できる医師が不足している東部地区において、発達障害を日常診療する医師の診療スキルの向上と専門的な医療機関とのネットワーク構築を目的とした陪席研修を実施しております。引き続きこれらの活動を通じて診療スキルの向上とネットワーク構築の充実を図ってまいります。【障害福祉課(知的障害福祉班)】</p>
	内容	<p>専門医の不足が指摘されています。かかりつけ医が対応できる範囲が、ある程度わかると良いとも思えます。また、病診連携も進めることはできないでしょうか。</p>	
鈴木委員	テーマ(候補)	インクルーシブ教育のための、学童期に対する発達障害に関する教育	<p>各学校では、教職員が学校の教育活動全体を通して人権教育や道徳教育を行い、相互理解、自他の尊重等について、具体的に考えられるよう指導・支援しています。また、総合的な学習の時間における「福祉」の学習等を通じて、障害について学ぶ機会を計画することもあります。教師から知識として教えるというよりも発達障害を含む様々な特性をもつ子供同士が関わり合う中で、互いの理解を深めていくことが大切だと考えます。【義務教育課】</p> <p>多様性を尊重し合う人権教育を基盤としたインクルーシブ教育の推進が必要であると考えます。発達障害の児童生徒だけでなく、共に学び過ごす機会を創出していくことが、正しい知識や障害の理解につながっていくことだと考えています。【特別支援教育課】</p>
	内容	<p>インクルーシブ教育の実現にはまだまだ遠い道のりであり、難題が山積みです。しかしその第一歩として同級生や仲間となる学童期の子どもたちに対して発達障害の正しい認識を持ってもらうことが必要と思われます。それは普段自身が看護学生(大学生)を教育している経験から実感しています。医療や看護を学ぶ看護学生ですら、発達障害に対する正しい知識を持つ者はほとんどいません。学生が「子どものころ、その知識があったら、発達障害の同級生に違った対応ができたかもしれない」と後悔している学生がいます。学童期に発達障害に関する正しい知識を伝える機会があれば、と思っております。</p>	

協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
池谷委員	テーマ(候補)	知的障害のある自閉症スペクトラムのグループホームでの暮らしについて(実態と課題)	<p>国や県が実施している「強度行動障害支援者養成研修」の内容を基にしたチェック項目により、事業所が自主点検することは、評価方法の一つとして考えられますが、チェック表の具体についてはどのような項目が適切かなどの検討が必要と考えます。</p> <p>発達障害者支援センターによる事業所等への機関コンサルテーションについては、障害児入所施設や児童発達支援センター等からの要請を受けて実施しており、これにより現場の支援力向上を図っているところです。【障害福祉課(知的障害福祉班)】</p>
	内容	<p>グループホーム(GH)の創設は右肩上がりに増えている。そのこと自体は量的なニーズにあっているが、そこで行われている生活支援等が見えにくい。特に行動障害のある方の支援がどのように行われているのかわからない。一つの評価方法として国や県が実施している「強度行動障害支援者養成研修」をベースにした支援が行われているか否かの事業所チェックができないだろうか。そういうチェック表を策定し、自主点検をしていただく。課題を探り希望される事業所には発達障害者支援センターによってコンサルテーションを実施し一緒に検討していくような体制作りはできないだろうか?(障害者支援施設も) このチェック表はできたらハード面に関する項目もあれば創設していくときにも活用できるのでは。</p>	
高木委員	テーマ(候補)	強度行動障害のある人への支援体制の強化	<p>発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションを、障害児入所施設や児童発達支援センター等からの要請を受けて実施しており、現場の支援力向上を図っています。</p> <p>また、厚生労働省では、R6年度予算で強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化として高い専門性を有する広域的支援人材を発達障害者支援センターに新たに配置し、現場に訪問等をして適切なアセスメントや有効な支援方法の整理等を行う事業スキームを検討している状況があります。本県でも国や他県等の活動状況等を参考にしつつ、今後に向けた支援体制について検討したいと考えております。【障害福祉課(知的障害福祉班)】</p>
	内容	<p>国の「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」では現場の事業所においては、チーム支援の要となり、適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心に、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)の修了者を含めたチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、高い専門性を有する広域的支援人材等が事業所へのコンサルテーション等による指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応が行われる体制を整備していくことが必要である。</p> <p>と記されているが、本県においても地域での中核人材を育成する仕組み作りが計画実施されることが望ましい。千葉県では「重度の強度行動障害のある方への支援システムの枠組み」が整備され効果が上がっているとのことであるが、先駆的な都道府県の実践をモデルに参考にしながら、本県における実行性ある人材育成のための体制を検討したらどうか。</p>	
秋山委員	テーマ(候補)	「日常生活用具について」 イヤーマフ	<p>日常生活用具給付等事業については、地域生活支援事業として、市町が実施主体となって行う事業である。対象用具については、実施主体である市町の決定により選定が可能であることから、お住まいの市町に対し御相談いただきたい。</p> <p>なお、県は技術的助言として、用具の種目や対象者等についてガイドラインをお示しし、県内のサービス均衡等を図っているが、ガイドラインの改正に当たっては県内各市町の様々意見を聴きながら対応しているところである。新たな用具の追加などについては、引き続き市町の意向や情勢の変化などを踏まえつつ対応してまいりたい。【障害福祉課(身体障害福祉班)】</p>
	内容	<p>発達障害のある方の中には、聴覚過敏でお困りの方がいます。屋内や外出時で私達には、さほど感じない些細な音も会話と同じように聞こえてしまい、声掛けの言葉すら聞き取れず両手で耳を塞いだり、ひどくなるとパニックを起こします。そのような方のために「イヤーマフ」という一見ヘッドホンに見える用具があります。そのイヤーマフを装着することで、その方の生活の質QOL(クオリティ・オブ・ライフ)は格段に上がるという事を理解していただき、項目に加えていただきたいと切にお願いいたします。また、市町の事業であることは承知していますが、県内では1か所も対象にはなっていません。その理由の一つとして、『静岡県内の日常生活用具の一覧の中に「イヤーマフ」という名称が記載されていない』からとの事。それだけの理由で除外してしまうのは納得しがたいです。聴覚過敏の方の日々の生活を安定させる意味では、視覚障害者の方の白杖、身体障害者の車いすと同様に、体の一部として捉えて欲しいと思います。私たちの予想以上に苦しく、つらい思いをしています。市町が大きな負担になる程の給付額にならないと考えます。(特別支援学校の規模にもよりますが、小中高で15~20名程。市町では特別支援学級含め10名程)</p>	

協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
水口委員	テーマ(候補)	<p>現在、県で作成されている「ふじのくに障害者しあわせプラン」(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の状況(現状での内容)</p>	協議会の報告事項として進捗について説明いたします。
	内容	<p>国の障害者計画・指針、県の第5次障害者計画に合わせるようになると思うので、関係部分の説明</p>	
水口委員	テーマ(候補)	<p><b>福祉施設からの福産品購入促進</b></p>	<p>県では、障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を目的として、民間企業等による継続的な福産品の購入等を後押しするため、今年度新たに「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」を創設した。</p> <p>この制度の周知を図るため、専用Webサイトを通じた広報や、企業向け説明会の開催、包括連携協定企業への依頼、経済団体への周知依頼などを行っている。この制度をきっかけとして、継続的に購入・発注を頂ける企業等が増えていくよう、引き続き、幅広く周知をしていく。【障害者政策課(就労・施設班)】</p>
	内容	<p>民間事業については、認定制度を創設していただいたので、認定企業は企業イメージが向上する。未購入・低調な企業へ促すため、積極的なPRをお願いしたい。</p> <p>自治体については、県内市町の福産品購入・役務の発注実績にかなりの差があるので、市町の取組強化を促す通知や啓発強化、先進事例の提示等はできないか。</p> <p>また、市町の物品調達方針は、県の物品調達方針を参考に作成されているので、県の調達方針を一步進めるような検討はできないか。</p> <p>静岡県は当年度の目標値を過去最大金額以上としている。東京都は例えば「予定価格30万円未満の封入・封緘・発送業務は原則障害者就労施設へ発注する」となっている。(財政部局等他部署からの反発が予想され難航すると思われる。三島市も同様であるが、県が進めてくれれば市町は追従しやすいので)</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内自治体の障害者施設からの令和年度物品調達額(静岡新聞掲載額と県のHPから作成)</li> <li>②東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針</li> <li>③静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針</li> <li>④三島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針(県に倣って策定しているため、目標の立て方が同じ)</li> </ul>	
水口委員	テーマ(候補)	<p><b>職場での障害者への虐待防止について</b></p>	<p>使用者による虐待は厚生労働省の労働局(国)が所管しており、全国で虐待が認められた事業所数は厚生労働省から公表されているものの、都道府県毎の数値については公表されておりません。(静岡県内で虐待が認められた事業所数を静岡労働局に確認したところ非公表との回答でした。)(【障害者政策課(政策班)】)</p>
	内容	<p>令和4年度の職場での障害者への虐待件数が、全国で30.7%増(主に経済的虐待)となったが、県内の状況はどうか。</p>	
水口委員	テーマ(候補)	<p><b>発達障害者支援センターの増設</b></p>	<p>発達障害者支援法において、市町は発達障害の疑いのある児童への適切な支援を行うよう規定されており(5条3項)、県はこのような役割を担う市町に対して広域的又は専門的な技術的助言や支援等を実施するとされています(5条5項)。</p> <p>県としては、法の趣旨を鑑み、市町等での身近な場所において必要な支援を受けられるよう、県発達障害者支援センターでの取組等を通じて広域的又は専門的な技術的助言や人材育成等の支援を進めてまいります。【障害福祉課(知的障害福祉班)】</p>
	内容	<p>発達障害者支援センターの相談予約がなかなか取れないと聞いている。発達障害児が増加しており、今後成長することで更に相談が増えることが予想される。伊豆地域などは遠いため、そもそも相談できないでいることも考えられる。現在のセンターの人員増強という方法も考えられるが、できれば県内のセンター数を増やすことは考えられないか。すぐには難しい場合、次期計画に載せられないか。</p>	



協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
水口委員	テーマ(候補)	<b>知的障害者・発達障害者の更生支援・再犯支援</b>	いただいた御意見を地域生活定着支援センターとも共有しながら、今後検討していく。【障害者政策課(政策班)】
	内容	法務省では少年院内での支援について、退院後の再犯を防止し社会になじめるよう、発達障害の特性を踏まえた処遇方針に改訂するようであるが、それに加えて、退院後のフォローとして、地域生活定着支援センターや発達障害者支援センター、協力企業等の機能・連携強化を検討できないか。	
水口委員	テーマ(候補)	<b>高校進学にかかる特支と私立の併願について</b>	制度上、私立との併願を不可能とはしておりません。しかし、基本的に通常の高等学校と特別支援学校の高等部とでは教育課程が異なり、学ぶ内容が変わってきます。知的障害の特別支援学校の対象者であり、かつ、高等学校の受検を希望されるのであれば、そのお子さんに合った学びが何かといった事を学校の担任の先生と話し合っ確認していただくことが重要であると考えます。【特別支援教育課】
	内容	一般生徒の県内の高校受験は公立と私立、それぞれ1校を併願できるが、中学卒業後、特別支援学校を受ける生徒は、私立高校を受験できないことになっている。 現在、高校は単位制や通信制など多様化してきており、このような高校は、不登校の生徒だけでなく、軽度の知的障害や発達障害のある生徒にとっても選択肢となっている。 中学の特別支援学級在籍生徒の中には、特別支援学校か私立か決めかねている生徒もいると思われるが、秋頃にはどちらか1つを選択しなければならぬ。一般生徒と同様に、併願できない理由は何か？ 今後そのようなニーズが増えてきた場合は、併願は考えられないか？	
水口委員	テーマ(候補)	<b>市町の福祉部門と高校との連携について</b>	静岡市発達障害者支援センター「きらり」は、市内の県立高校からの要請に応じて支援(社会につながる、行政につながる)を行っている。また、静岡県立大学出張窓口を設置して支援している。なお、静岡市発達障害者支援地域協議会に高校教育課指導監が委員として携わっている。【高校教育課】 ヤングケアラー支援施策として、「ヤングケアラー支援者のためのヘルプデスク」を設置している。これは支援者と市町行政等をつなぐ役割も担っており、高校からも利用がある。 実際に高校からヤングケアラー支援について相談があり、ヘルプデスクをととして市町行政につなぎ、連携した支援を実施した事例が複数ある。【こども家庭課(こども家庭班)】
	内容	現在、三島市発達支援センターは、主に中学生までの相談を受けているが、今後、青年期以上の発達障害者も増えると考えられる。差し当たり、高校生まで対応を広げる場合、近隣高校との連携が必要となるが、市町の福祉部門と高校はつながりが無い。 例えば、高校からの依頼を受け、臨床心理士等が学校を訪問し、対象生徒の観察や相談等を行う事業を始める場合、どのようにしたらよいか。(需要があるか否かの把握ができていないことや、市の人的体制が整うか否か等の問題があり、回答いただいても事業化は未定である) 当市だけでなく、多くの市町でも福祉関係部署と高校との連携はあまり取れていないと考えられるが、好事例があればご教示いただきたい。	
水口委員	テーマ(候補)	<b>就学時の診断書(前回の続き)</b>	就学時の診断書について、児童生徒の就学支援における各市町の体制等の相違により、考え方の異なる状況が続いているものと考えられます。そのため、各市町の就学における体制整備状況等を踏まえ、検討してまいります。【義務教育課】
	内容	必須としているか否かの県内市町の調査結果が共有されたことで、代替可としている市町が14あるという調査結果が教育委員会に周知されたが、市町の方針はなかなか変わらないため、当初意見にあったとおり、県から市町に、考え方を示した通知は出せないか。	

協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
水口委員	テーマ(候補)	生活介護事業所での別事業所への送迎サービス利用について	<p>事業所間の送迎が給付費の対象外であることは、厚生労働省のQAの中で明確に記載されている。すぐに要望につなげることは困難であると思われることから、他県との情報交換の機会を活用しながら、まずは情報の共有に努めたい。                      なお、他市町の状況や好事例等については承知をしていない。【障害者政策課(政策班)】</p>
	内容	<p>午後3時頃までのサービスしか提供していない生活介護事業所を利用している障害者が、その後午後6時頃まで、別の事業所の日中一時支援事業を利用したい場合、国の制度では別の事業所への送迎サービスが想定されておらず利用することができない。                      現在の制度では、生活介護事業所等が、障がい児者を学校に迎えに行く場合や、自宅への送迎、保護者が集合としている駅等へ送っていく場合等は給付費の対象となるが、事業所間の送迎は対象外である。                      そのため、事業所がボランティアで送迎している場合もあると聞いているが、他に良い方法や好事例はないか？                      自宅への送迎と同様に給付対象とするよう、国に要望していただくことはできないか？                      そもそも、三島市では他市町の情報を持っていないので、このような問題が三島市独自の問題なのか分からないので、他市町でも同様の問題が発生していないかの情報を持っていたら教えていただきたい。</p>	
水口委員	テーマ(候補)	日常生活用具について(イヤーマフ)	<p>日常生活用具給付等事業については、地域生活支援事業として、市町が実施主体となって行う事業である。対象用具や申請方法については、実施主体である市町の決定により選定や決定が可能であることから、お住まいの市町に対し御相談いただきたい。                      なお、県は技術的助言として、用具の種目や対象者等についてガイドラインをお示しし、県内のサービス均衡等を図っているが、ガイドラインの改正に当たっては県内各市町の様々意見を聴きながら対応しているところである。新たな用具の追加などについては、引き続き市町の意向や情勢の変化などを踏まえつつ対応してまいりたい。【障害福祉課(身体障害福祉班)】</p>
	内容	<p>聴覚過敏の特性がある障がい者に有効なイヤーマフを日常生活用具に認定してほしいという声を聞いている。                      日常生活用具は、一般にあまり普及しておらず高価なため支援するものであるが、イヤーマフは実売価格、数千円～2万円程度と高くはない。                      しかし、ファクシミリのように普及品でも県のガイドラインに掲載され、県内全市町が対象としているものもあるため、ガイドラインの掲載の検討をお願いしたい。                      また、掲載された場合には、申請者の手続きの簡略化ができないかの検討をお願いしたい。                      具体的には、イヤーマフが、例えば1万円であった場合、市町からの給付が9千円で、自己負担が1割の千円で済み、負担が軽減される。                      しかし、医師の診断書の提出を要件とすると、診断書料が数千円かかるとともに、通院費等もかかり、実質的には2～3千円程度の負担軽減となり、効果が薄れる。診断書の代替手段は何か考えられないか。</p>	

協議会テーマ候補及び内容一覧

【資料3-1】

提案者	テーマ候補及び内容		関係課からの回答
津田委員	テーマ(候補)	早い時期からの行動障害改善の取り組み	<p>乳幼児健康診査では、精神的発達障害の早期発見を目的として、知的発達や社会性・行動の発達を確認している。健診の質を担保するために市町職員等の健診従事者向け研修を実施している。【こども家庭課(母子家庭班)】</p> <p>小中学校では、発達障害や情緒障害などのある特別な支援を必要としている児童生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で児童生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、校内の支援体制の整備に取り組んでいる。また、管理職をはじめとして、特別支援学級担任、通級指導教室の担当者、通常の学級担任、支援員等、それぞれに必要な研修の充実を図り、教職員の資質や専門性の向上に努めている。【義務教育課】</p> <p>幼児児童生徒の行動障害の改善に向けて、早期からの取組は大変重要です。特別支援学校では、「教育相談」という形で保護者の方の困り感に寄り添い、有効な働きかけ方や避けるべき働きかけ方などを、面談や親子学習会のような形で実践している学校が多いです。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校からの相談に応じて、児童観察や担任教諭へのアドバイスなどに取組んでおります。【特別支援教育課】</p>
津田委員	テーマ(候補)	合理的配慮の提供について	<p>① 特別支援学校では、個別の教育支援計画などを活用し、関係機関と連携を図りながら、本人に必要な支援が受ける事ができるように進めております。また、様々な障害のある児童生徒に対し、必要な合理的配慮について、少しでも自分から申し出ることができるように指導を行っております。【特別支援教育課】</p> <p>小中学校では、管理職及び特別支援教育コーディネーターが中心となって研修会や校内委員会などを重ねて実施することで、児童生徒それぞれの特性に応じた「合理的配慮」を提供できる体制を整備しており、その周知にも心がけている。引き続き全教職員が「合理的配慮」の目的や内容を正しく理解した上で、当該児童生徒や保護者との合意形成を図りながら、「合理的配慮」の提供に努めていく。【義務教育課】</p> <p>県立高等学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服することを目的とした通級指導を行っている。また、対人関係を不得手とする生徒対象にコミュニケーションスキル講座を実施し、質問や相談等をする力を高めている。【高校教育課】</p> <p>② 障害者週間や県民会議など、様々な場を活用しながら、発達障害の方を含めた障害のある方への理解に努めていく。なお、県では、各団体が行う合理的配慮に資する取組について支援を行う補助金を用意しているので、活用も御検討いただきたい。【障害者支援課(政策班)】</p>

## 意見交換議題①

議 題：発達障害支援にかかる教育環境の整備に関する課題と対応

提案者：静岡県医師会 理事 小野委員

## 【インクルーシブ教育について】

インクルーシブ教育の推進は大切なところですが、しかし、インクルーシブ教育を実施できない、受けることができない事例もあるかと思えます。インクルーシブ教育の対象となる基準をある程度明確にできないでしょうか。

提案者：静岡県立大学 看護学部准教授 鈴木委員

## 【インクルーシブ教育のための、学童期に対する発達障害に関する教育】

インクルーシブ教育の実現にはまだまだ遠い道のりであり、難題が山積みです。しかしその第一歩として同級生や仲間となる学童期の子どもたちに対して発達障害の正しい認識を持ってもらうことが必要と思われます。それは普段自身が看護学生（大学生）を教育している経験から実感しています。医療や看護を学ぶ看護学生ですら、発達障害に対する正しい知識を持つ者はほとんどいません。学生が「子どものころ、その知識があったら、発達障害の同級生に違った対応ができたかもしれない」と後悔している学生がいます。学童期に発達障害に関する正しい知識を伝える機会があれば、と思っております。

## 意見交換議題②

議 題：知的障害や発達障害のある方のグループホームでの暮らしに関する課題と対応

提案者：静岡県知的障害者福祉協会 会長 池谷委員  
((社福)輝望会 沼津のぞみの里 施設長)

グループホーム(GH)の創設は右肩上がりに増えている。そのこと自体は量的なニーズにあってはいるが、そこで行われている生活支援等が見えにくい。特に行動障害のある方の支援がどのように行われているのかがわからない。一つの評価方法として国や県が実施している「強度行動障害支援者養成研修」をベースにした支援が行われているか否かの事業所チェックができないだろうか。そういうチェック表を策定し、自主点検をしていただく。課題を探り希望される事業所には発達障害者支援センターによってコンサルテーションを実施し一緒に検討していくような体制作りはできないだろうか？(障害者支援施設も)

このチェック表はできたらハード面に関する項目もあれば創設していくときにも活用できるのでは。



### 意見交換議題③

議 題:知的障害や発達障害のある方の更生支援・再犯防止支援について  
提案者:三島市社会福祉部 部長 水口委員

<内容>

法務省では少年院内での支援について、退院後の再犯を防止し社会になじめるよう、発達障害の特性を踏まえた処遇方針に改訂するようであるが、それに加えて、退院後のフォローとして、地域生活定着支援センターや発達障害者支援センター、協力企業等の機能・連携強化を検討できないか。